

さいたま市支援対策会議について

1 支援対策会議設置について

さいたま市地域防災計画に基づき、「さいたま市支援対策会議」を設置し、被災自治体のニーズの把握及び各担当部署において実施する支援内容について共有することで、全庁一体となって、被災自治体に対して、必要な支援を的確かつ効果的に実施し、もって、被災地の早期復旧を目的とする。

2 支援対策会議の活動体制について

災害応援の活動体制は市本部の組織を基本とし、事務分掌は災害対策に関わる事務分掌を準用するものとする。なお、本会議の座長は、市長とする。

3 想定される各部の支援実施項目（地域防災計画より抜粋）

No	支援実施項目	担当部署
1	職員の被災自治体への派遣	総括部
2	被災自治体における行政事務の支援活動	
3	災害情報の収集・分析	情報・避難部
4	災害応援活動に関する広報	秘書広報部
5	被災家屋調査員の募集・派遣	財政・被害調査部
6	支援物資の受入れ・管理	
7	支援物資搬送に係る民間搬送車両・ボランティアの確保	市民部
8	社会福祉協議会との連携による民間ボランティアの募集・派遣	
9	保健師等の派遣	保健衛生部
10	義援金等の募集	福祉部
11	市内の福祉施設における要配慮者の受入れ	
12	がれき等災害廃棄物の受入れ・処理	環境部
13	支援物資の調達・確保・被災自治体への搬送	経済部
14	被災宅地危険度判定士の派遣	復旧計画部
15	被災地緊急輸送道路・高速道路等の優先通行証の発行	施設復旧部
16	被災建築物応急危険度判定士の派遣	
17	市営住宅の提供	
18	応急給水、応急復旧部隊等の派遣	水道部
19	消防隊等の派遣	消防部